

CÂMARA DE COMÉRCIO E INDÚSTRIA JAPONESA DO BRASIL

ブラジル日本商工会議所

1. INFORMAÇÕES SOBRE A CÂMARA JAPONESA

ブラジル日本商工会議所 概要

2. MAPA DAS INDÚSTRIAS JAPONESAS DO ESTADO DE SÃO PAULO

サンパウロ州周辺日本進出企業（製造業）マップ

3. PESQUISA SOBRE SISTEMA TRIBUTÁRIO

課税に関するアンケート調査

4. PROPOSTAS PARA IMPLEMENTAÇÃO DE MAIORES INVESTIMENTOS - APRESENTADAS AO GOVERNO BRASILEIRO

投資拡大に向けたビジネス環境整備への提言

5. PROPOSTAS A INVESTE SÃO PAULO

サンパウロ州投資・競争力促進局への提言

INFORMAÇÕES SOBRE A CÂMARA JAPONESA

ブラジル日本商工会議所 概要

当所の前身は 1926 年商業組合として設立され、第 2 次世界大戦中にその活動が一旦中断となった後、1951 年正式に「ブラジル日本商工会議所」としてその活動を再開致しました。日伯の経済交流促進を目指し、各日系団体、経団連、日商などと連携を図っております。

現在 351 社の会員企業、そのうち 212 社が進出日系企業となっております。

自動車、機械金属、電機情報通信、食便、化学品などの 10 部会と、日伯経済交流促進、政策対話、企画戦略、法律などの 12 委員会により構成されております。

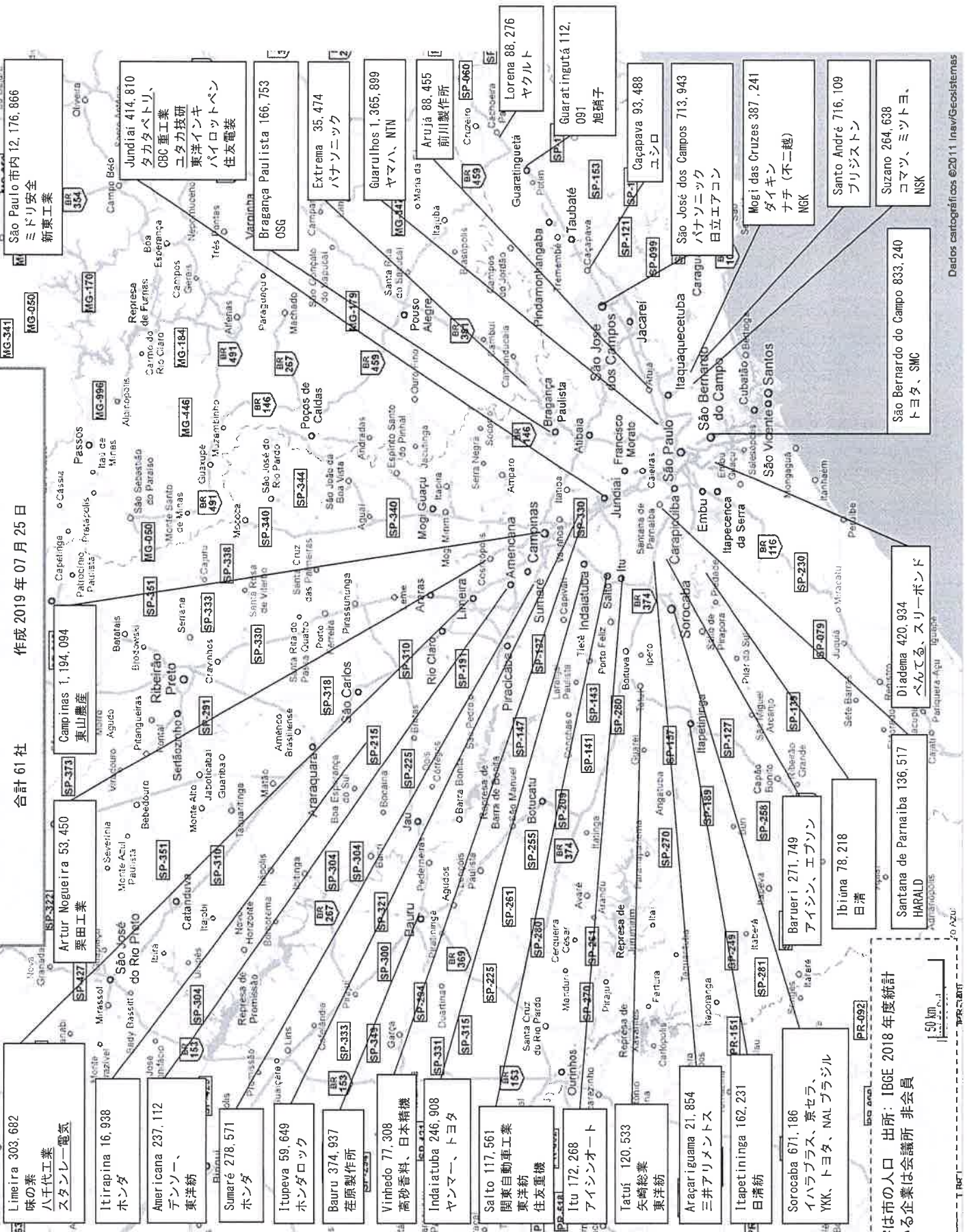
当所では、「情報提供」、「交流促進」、「政府提言」を 3 つの柱として活動に取り組んでおります。詳細につきましては、以下サイトをご参照下さい。

(website da Câmara www.camaradojapao.org.br)

サンパウロ州周辺 日本進出企業（製造業）マップ

作成 2019 年 07 月 25 日

合計 61 社



備考 1) 「口」内の数字は市の人口 出所: IBGE 2018 年度統計
 2) 下線を引いている企業は会議所 非会員



課税に関するアンケート調査（2019年） Pesquisa sobre Sistema Tributário (ano 2019)

ブラジル日本商工会議所
Câmara de Comércio e Indústria Japonesa do Brasil

Powered by

22.07.2019

67 respostas(por empresas)

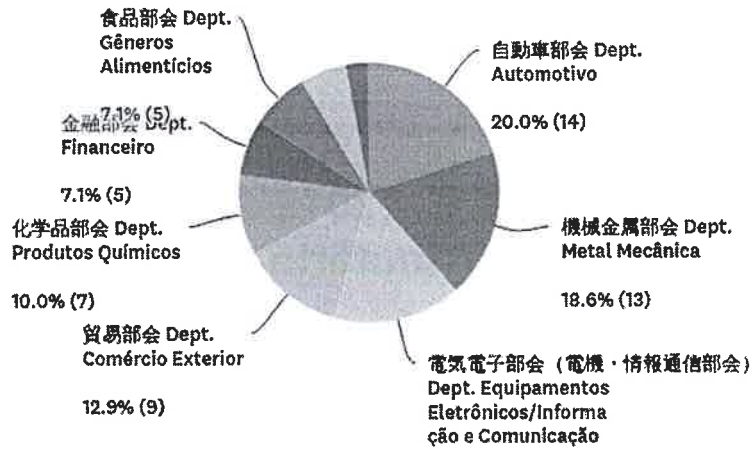
全回答数

作成日: 2019年5月21日

完了済み回答: 67

Q2: 前提問：貴社の所属する当会議所の部会をお選び下さい。（いずれか一つ選択） Departamento Principal (da Câmara) a qual a empresa pertence

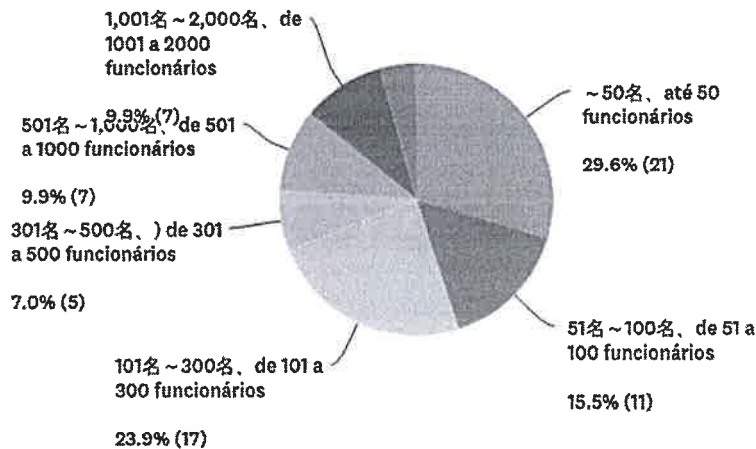
Answered: 70 Skipped: 1



Powered by SurveyMonkey

Q3: 前提問：貴社の従業員数をお選び下さい。（いずれか一つ選択） Informe o número de funcionários

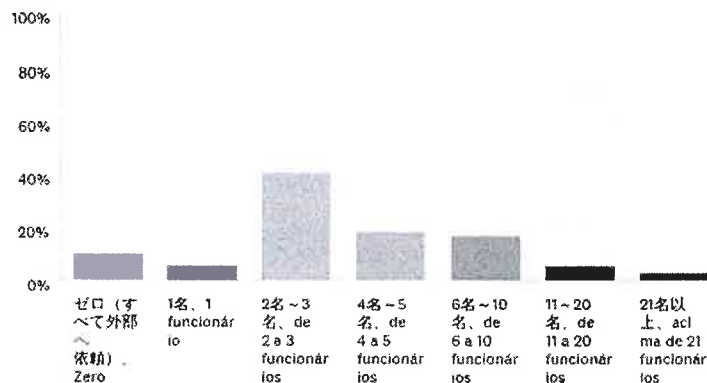
Answered: 71 Skipped: 0



Powered by SurveyMonkey

Q4: 前提問：貴社の税務業務に従事している人数をお選び下さい。（いずれか一つ選択） Informe o número de funcionários envolvidos nos serviços tributários

Answered: 71 Skipped: 0



Powered by SurveyMonkey

**Q5: ブラジルの間接税の多さがブラジル競争力を阻害していると思いますか？
Você acredita que a grande quantidade de impostos indiretos presentes no Brasil estão interferindo na competitividade do país?**

Answered: 70 Skipped: 1




Powered by SurveyMonkey

Q6: 現在のブラジル政府は税務の簡素化を目指していますが当該方針を支持しますか？ O atual governo brasileiro está objetivando a simplificação tributária. Você apoia essa política?

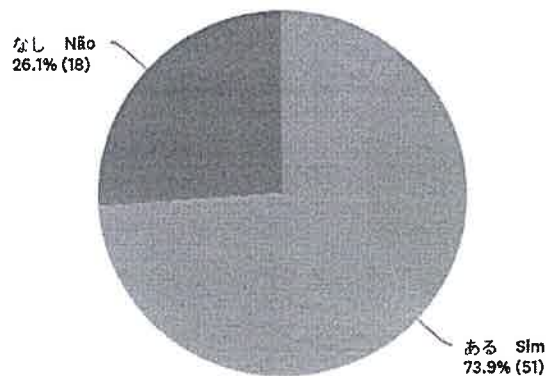
Answered: 71 Skipped: 0



Powered by  SurveyMonkey

Q7: 連邦税の還付・相殺できる税務クレジット（仮払税金）がありますか？ Sua empresa possui Crédito Tributário Federal restituível ou compensável ?

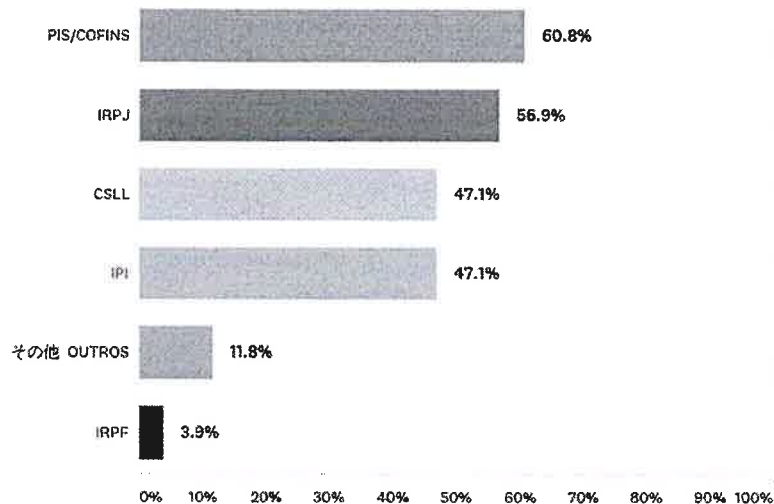
Answered: 69 Skipped: 2



Powered by  SurveyMonkey

Q8: 「ある」と回答された方は、どの種類の税金のクレジットがありますか？（複数回答有） Se “sim”, especifique que tipos de impostos são: (pode ser resposta múltipla)

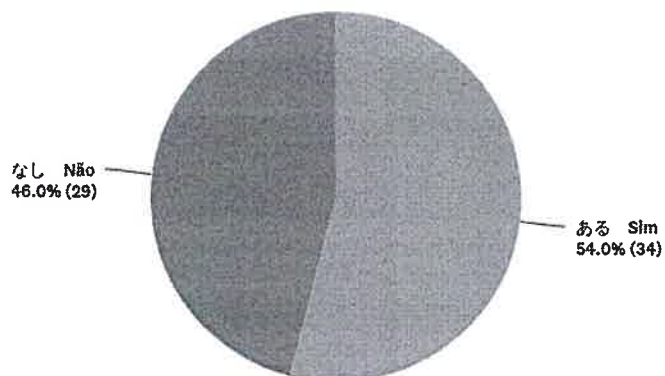
Answered: 51 Skipped: 20



Powered by SurveyMonkey

Q9: 連邦税の還付請求を行ったことがありますか？ Sua empresa já solicitou restituição de tributos federais?

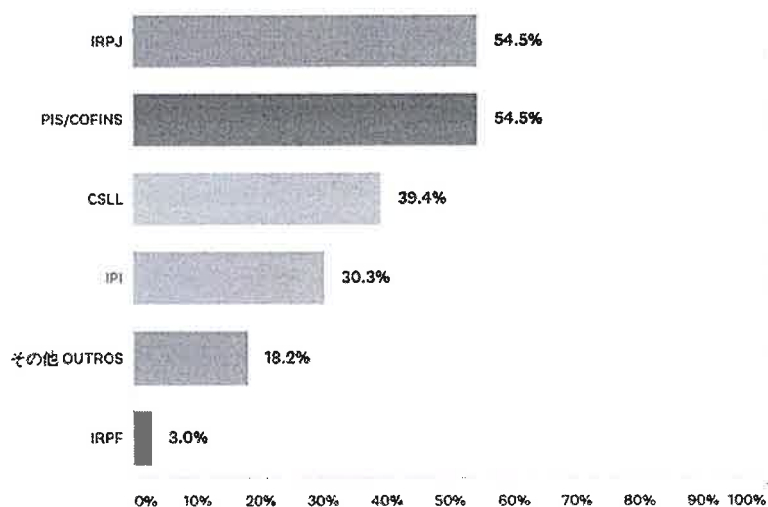
Answered: 63 Skipped: 8



Powered by SurveyMonkey

**Q10: 「ある」と回答された方は、どの種類の税金の還付請求を行いましたか？
(複数回答有) Se “sim”, especifique que tipo de tributo federal foi
solicitado para restituição: (pode ser resposta múltipla)**

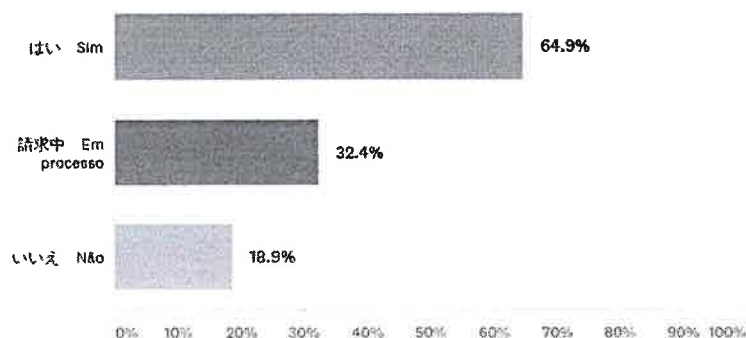
Answered: 33 Skipped: 38



Powered by SurveyMonkey

**Q11: 連邦税の還付請求を行ったことがある企業へ伺います。既払い税金の還付を得られましたか？(複数回答有) Pergunta destinada às empresas
que solicitou restituição de tributos federais: Conseguiu a restituição dos
impostos solicitados? (pode ser resposta múltipla)**

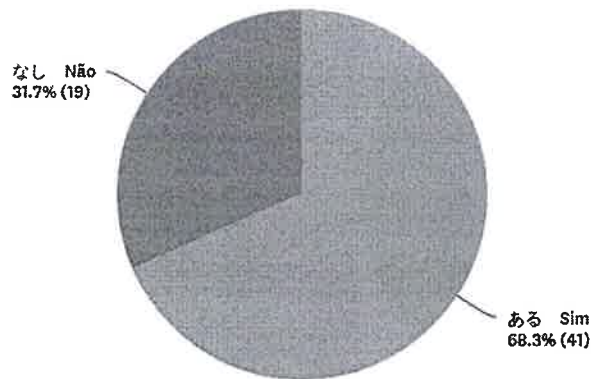
Answered: 37 Skipped: 34



Powered by SurveyMonkey

Q12: 連邦税間での相殺請求を行ったことがありますか？ Sua empresa já solicitou compensação dos impostos?

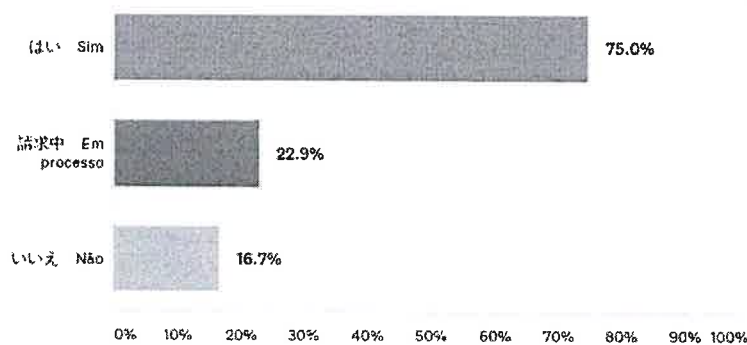
Answered: 60 Skipped: 11



Powered by SurveyMonkey

Q13: 既払い税金の相殺を得られましたか？（複数回答有） Sua empresa conseguiu a compensação solicitada? (pode ser resposta múltipla)

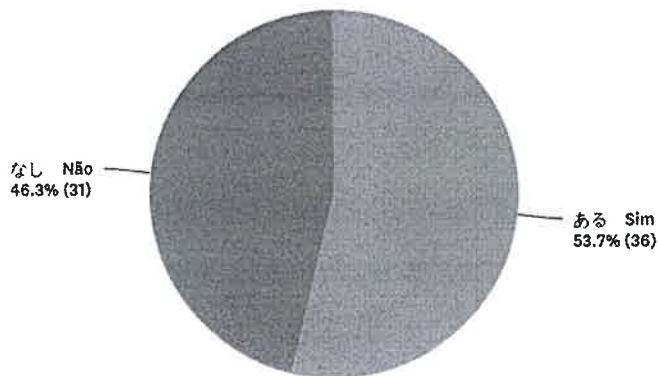
Answered: 48 Skipped: 23



Powered by SurveyMonkey

Q14: 現状、蓄積しているICMS税クレジットがありますか？ Atualmente, a sua empresa possui acúmulo de crédito de ICMS ?

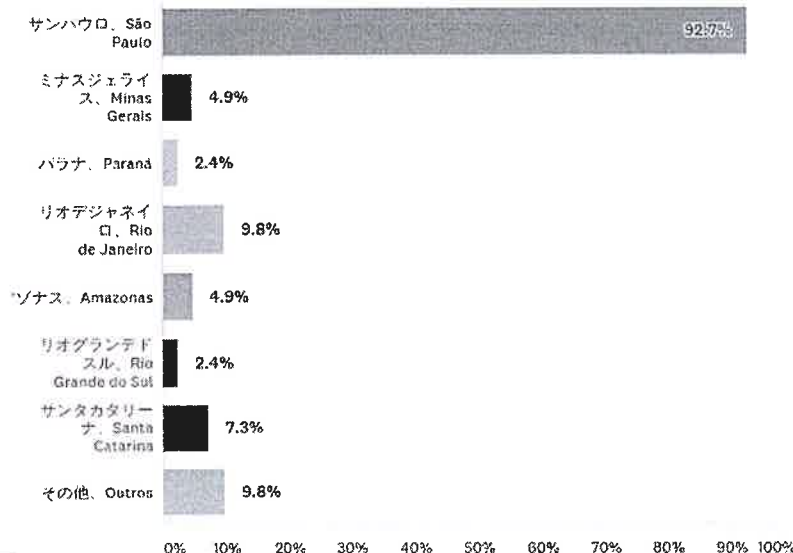
Answered: 67 Skipped: 4



Powered by SurveyMonkey

Q15: どの州でのクレジットを有していますか？（複数回答有） Possui créditos de quais estados? (pode ser resposta múltipla)

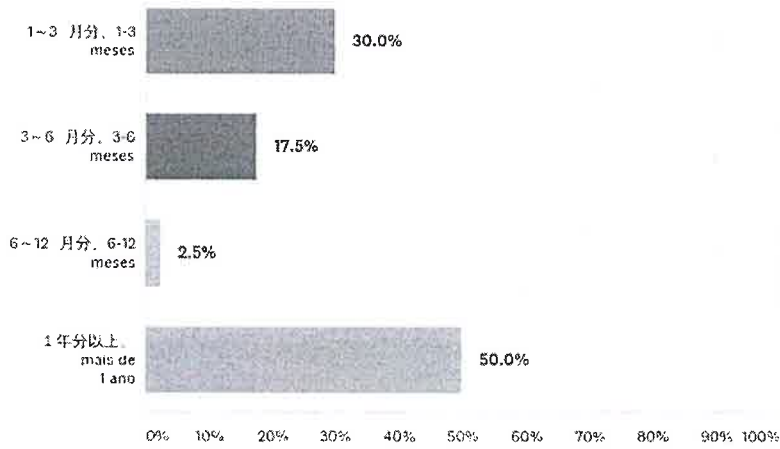
Answered: 41 Skipped: 30



Powered by SurveyMonkey

**Q16: ICMS税クレジットの蓄積額の規模はどの程度ですか？（月商ベース）
Especificar qual o grau do valor de acúmulo de crédito de ICMS? (com base na receita mensal)**

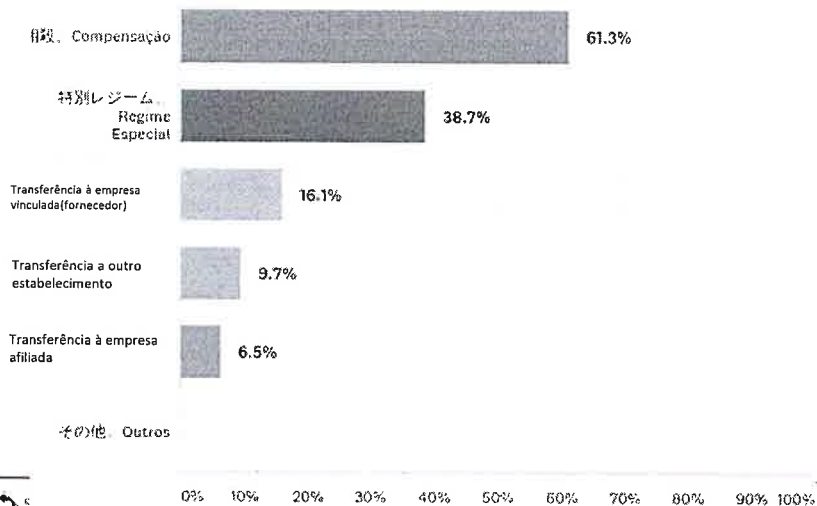
Answered: 40 Skipped: 31



Powered by SurveyMonkey

Q17: ICMS税クレジット残解消策として以下のどの制度を活用していますか？（複数回答有） Qual(is) método(s) a sua empresa utiliza para a solução ao acúmulo do Crédito do ICMS? (pode ser resposta múltipla)

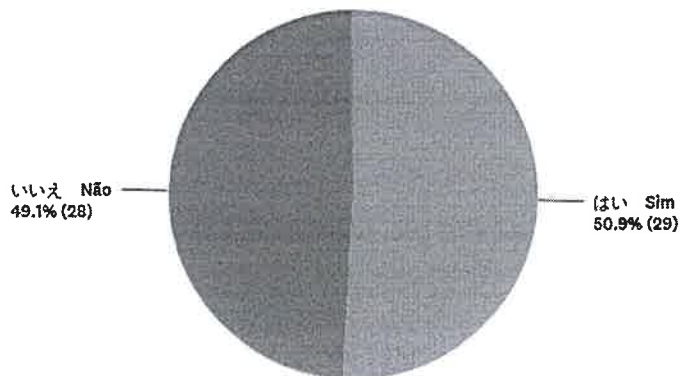
Answered: 31 Skipped: 40




Powered by SurveyMonkey

Q19: 現状、御社の業務は、ICMS税(Substituição Tributária)ST制度の対象となりますか？ Atualmente, sua empresa está sujeita à Substituição Tributária (ST) do ICMS ?

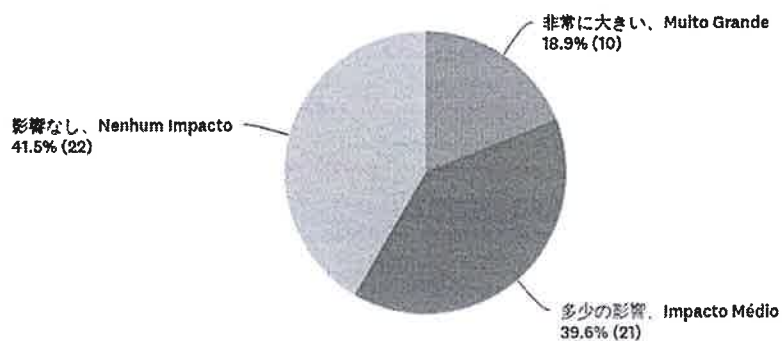
Answered: 57 Skipped: 14



Powered by  SurveyMonkey

Q20: ICMS税ST制度のキャッシュフローに及ぼす影響はどの程度ですか？ Qual é o impacto que a Substituição Tributária (ST) do ICMS exerce no fluxo de caixa ?

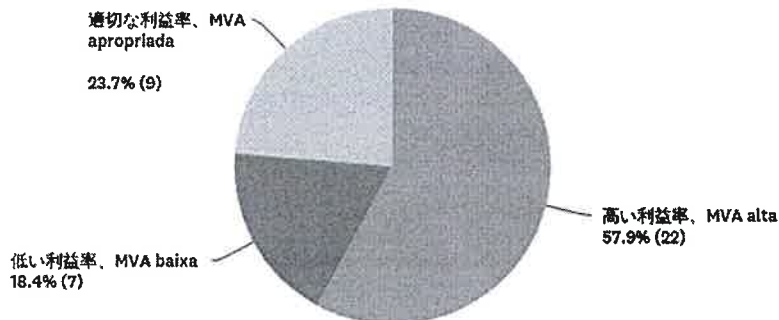
Answered: 53 Skipped: 18



Powered by  SurveyMonkey

Q21: ICMS税ST制度で定められている利益率は貴社の製品に照らして適切ですか？ A margem de Valor Agregado (MVA) declarada é apropriada para o seu produto?

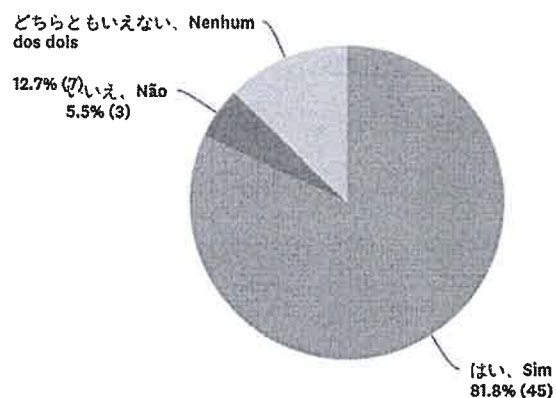
Answered: 38 Skipped: 33



Powered by SurveyMonkey

Q22: ICMS税ST制度がブラジル競争力を阻害していると思いますか？ Na sua opinião a Substituição Tributária (ST) do ICMS está interferindo na competitividade do país?

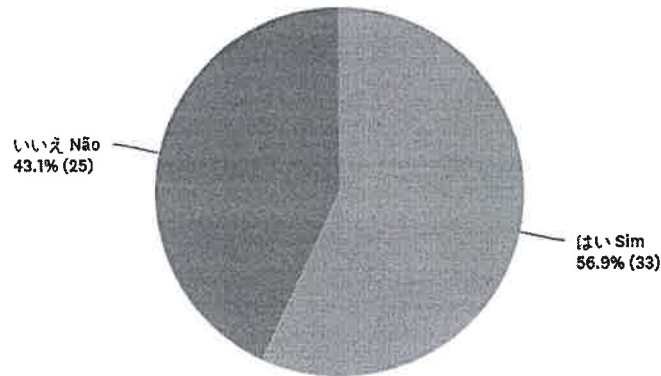
Answered: 55 Skipped: 16




Powered by SurveyMonkey

Q23: Nos Conformes (サンパウロ州) について、その存在を認識していますか？ Você conhece o programa “Nos Conformes”?

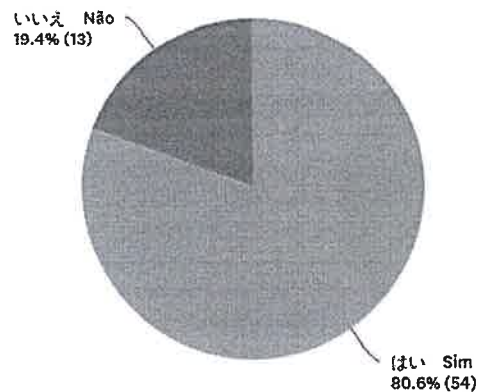
Answered: 58 Skipped: 13



Powered by  SurveyMonkey

Q25: 現状、貴社の業務はブラジルの移転価格税制の対象となりますか？ Sua empresa está sujeita à tributação de Preço de Transferência ?

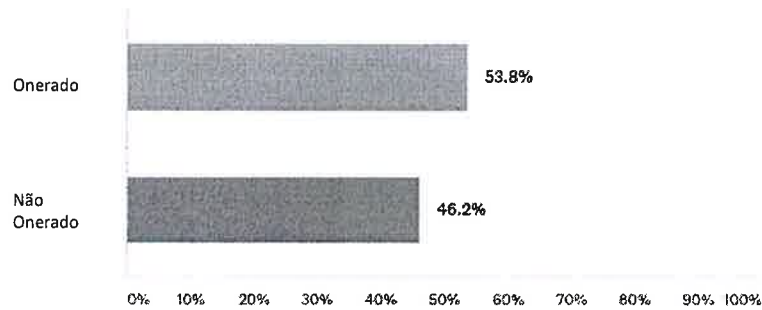
Answered: 67 Skipped: 4



Powered by  SurveyMonkey

Q26: 「はい」と回答された方へ伺います。移転価格税制に係る加算調整を直近3年以内（2016年度～2018年度）で実施していますか？ Se respondeu "sim", também responder se está onerado imposto adicional relacionado ao Preço de Transferência nos últimos 3 anos (2016 a 2018).

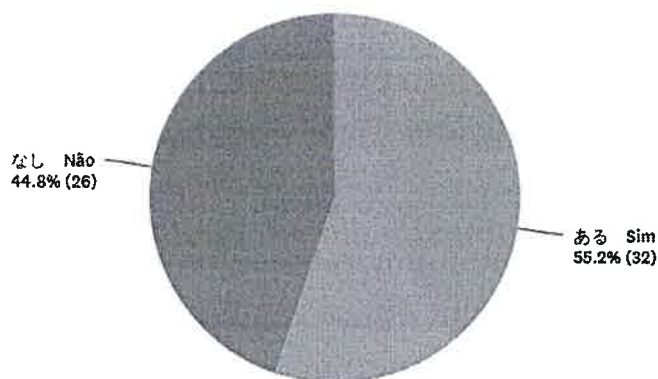
Answered: 52 Skipped: 19



Powered by SurveyMonkey

Q27: ブラジルの移転価格税制適用にあたって困難なことはありますか？ Há alguma dificuldade em aplicar o sistema de preços de transferência do Brasil?

Answered: 58 Skipped: 13



Powered by SurveyMonkey

Q28: ブラジルはOECD加盟国を目指しており、その中で移転価格税制がOECDガイドラインとは異なっている点が1つの論点となっています。移転価格税制がOECDガイドラインに準拠したほうが良いと思いますか？ O Brasil pretende ser um país membro da OCDE, contudo, será necessário seguir às diretrizes estabelecidas pela OCDE. Na sua opinião, você acredita que o sistema de preços de transferência brasileira deve adotar os parâmetros da OCDE?

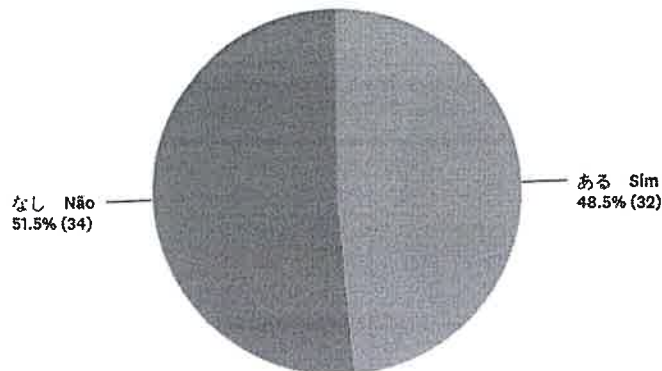
Answered: 60 Skipped: 11



Powered by SurveyMonkey

Q30: 貴社は過去5年以内に税務調査を受けたことがありますか？ Nos últimos 5 anos, a empresa foi autuada pela fiscalização tributária?

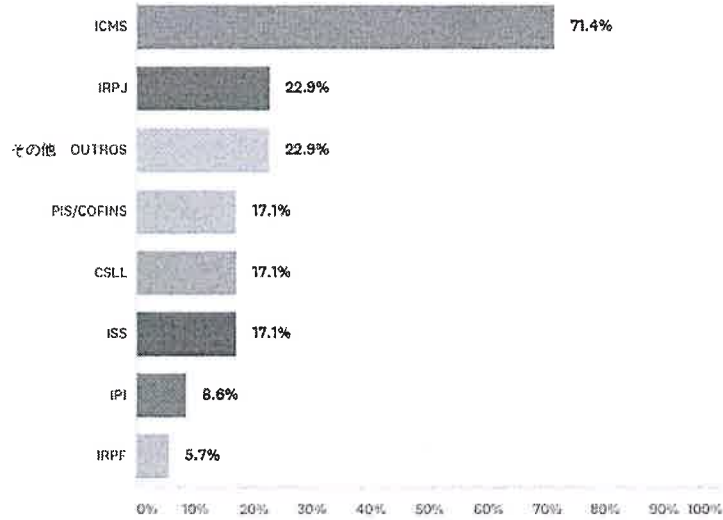
Answered: 66 Skipped: 5



Powered by SurveyMonkey

Q31: 「ある」と回答された方へ伺います。どの税制についての調査でしたか？ Pergunta para quem respondeu “sim”. A fiscalização foi referente a qual tributação?

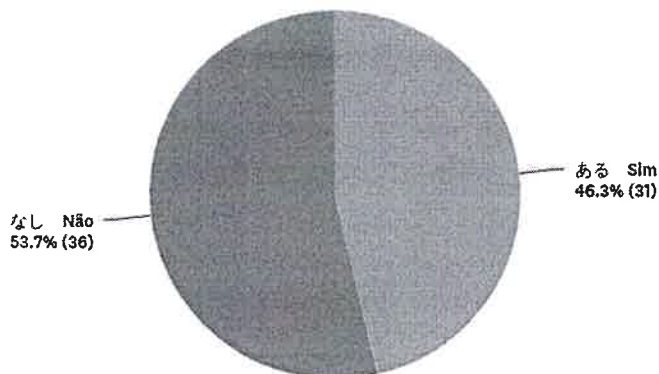
Answered: 35 Skipped: 36



Powered by SurveyMonkey

Q33: 現在利用している税務インセンティブもしくは利用しようとしている税務インセンティブはありますか？ Está se beneficiando ou pensa em se beneficiar de algum tipo de incentivo fiscal?

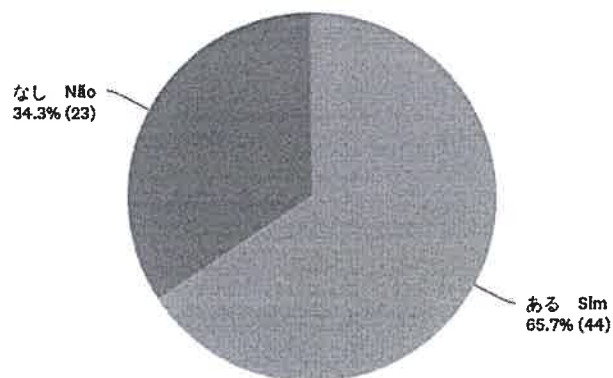
Answered: 67 Skipped: 4



Powered by SurveyMonkey

Q37: 1 貴社は現在税務訴訟を抱えていますか？ Sua empresa possui processos tributários?

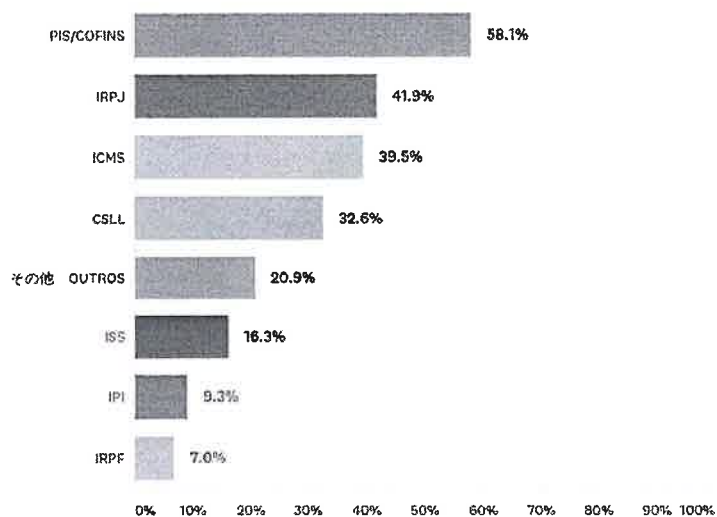
Answered: 67 Skipped: 4



Powered by SurveyMonkey

Q38: 「ある」と回答された方へ伺います。どの税金についてですか？ Pergunta para quem respondeu "sim". Sobre qual imposto?

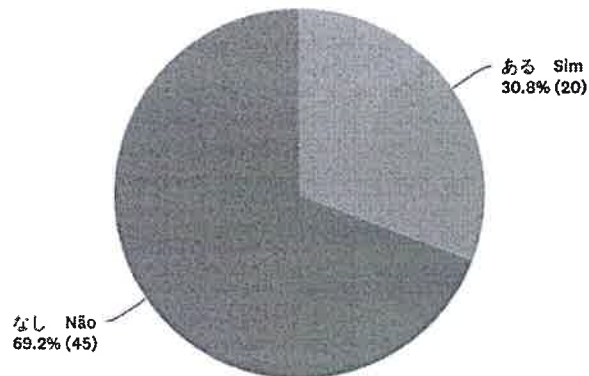
Answered: 43 Skipped: 28



Powered by SurveyMonkey

Q41: 関連当事者へ支払っているロイヤリティはありますか？ Possui pagamento de royalties para as empresas afiliadas?

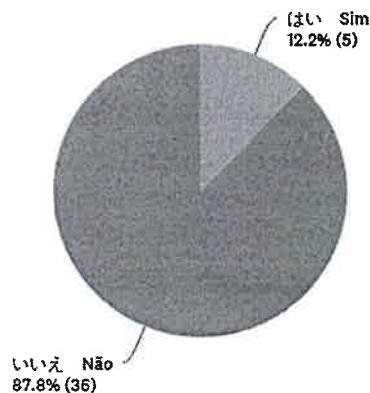
Answered: 65 Skipped: 6



Powered by SurveyMonkey

Q42: ロイヤリティ損金算入限度額がブラジル税法上定められていますが、その限度額について親会社との間で議論となったことはありますか？ Existe um limite de deduão de royalties de acordo com a legislaão tributria brasileira. Informe se j recebeu questionamentos por parte da matriz em relaão ao valor limite dedutvel?

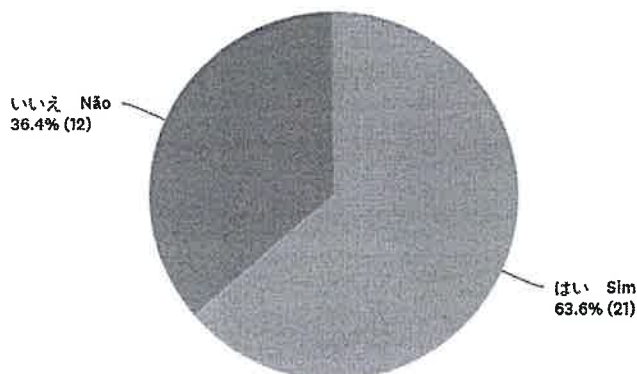
Answered: 41 Skipped: 3



Powered by SurveyMonkey

Q43: ロイヤリティ契約は、INPI登録されていますか？ O contrato de royalties está registrado no INPI?

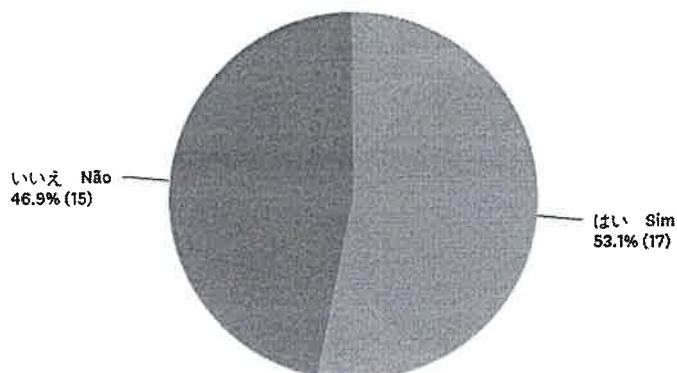
Answered: 33 Skipped: 38



Powered by SurveyMonkey

Q44: INPIへの登録は5年となっているかと思いますが、過去その契約をさらに5年間延長されたことはありますか？ O contrato registrado no INPI possui validade de 5 anos. Você já solicitou a prorrogação do contrato para mais 5 anos?

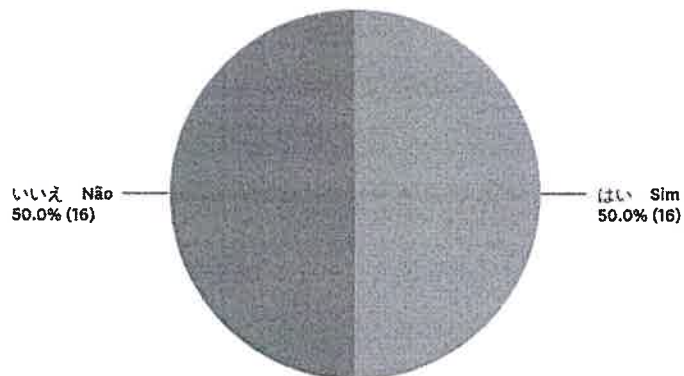
Answered: 32 Skipped: 39



Powered by SurveyMonkey

Q45: 更なる契約延長（2回目以降の延長）を望んでいますか？ Você deseja prorrogar mais de 2 vezes?

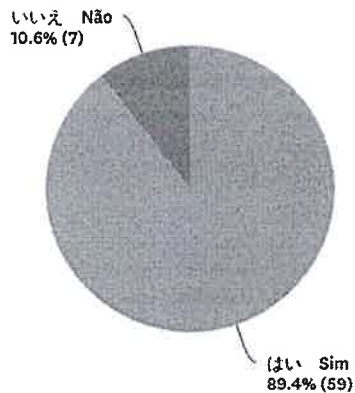
Answered: 32 Skipped: 39



Powered by SurveyMonkey

Q47: 税制改正の多さが貴社の税務業務をさらに煩雑、または貴社のコスト増加となっていますか？ As constantes revisões tributárias estão tornando suas operações tributárias mais complicadas ou aumentando seus custos?

Answered: 66 Skipped: 5



Powered by SurveyMonkey

投資拡大に向けたたビジネス環境整備への提言

(AGIR 提言)

1. 課税 (p.1~2)

1. 税制の簡素化・納税者の保護 (p.1~2)
 - 連邦、州、市によって課される複雑な税制の簡素化 ----- p.1
 - 事前照会制度の改善 ----- p.1
 - 十分な周知期間の設定 ----- p.1
 - 更正通知への返答期限の猶予 ----- p.1
 - 還付請求制度の実効性の確保 ----- p.1
 - 相殺制度の実効性の確保 ----- p.1
2. キャッシュフローの圧迫と企業競争力の低下を招く ICMS 制度の抜本的改革 (p.1~2)
 - 蓄積する ICMS クレジットの解消 ----- p.1
 - 代行納税制度 (Substituição Tributária) の廃止 ----- p.1
 - CONF-AZ (州間税率是正のための施策) の見直し ----- p.2
3. 国際競争力 (価格) 並びにビジネスの成立性をも消失させる 移転価格税制の抜本的改定 (p.2)
 - OECDルールに準拠した移転価格税制の制定
4. 国際競争力 (技術) 強化に向けた技術導入の容易化 (p.2)
 - 技術援助契約に係る登録実務の簡素化、迅速化
 - ロイヤリティへのサービス税課税の是正
 - より付加価値の高い技術の導入

2. 通関 (p.3)

1. 税関手続きの迅速化、柔軟化、簡素化 (p.3)
 - イエローライン、レッドラインにおける速やかな検査業務
 - OEA の推進による通関時間の短縮化、日伯間での OEA 制度の相互承認の実現
 - 輸入ライセンスに係わる罰金非適用ルールの明確化
 - 職務倫理の向上
2. 透明性と制度的公正性の確保 (p.3)
 - 制度の意義と使途に係わる情報開示

3. 産業競争力強化・中小企業育成ワーキンググループ & 自動車部会 (p.4~6)

1. ブラジルサブプライマーの競争力強化を図る産業施策の策定 ----- p.4

- 自動車産業振興施策の推進

2. 自動車業界における裾野産業の振興 (ローカルコンテンツ向上に向けて) ----- p.4~5

- 付加価値の高い技術の導入を促進 ----- p.4
- よりスベックの高い設備の導入を促進 ----- p.4
- 人材育成の促進 ----- p.4
- 日本中小企業の誘致促進 ----- p.5

3. ブラジル国内における知的財産権の保護 ----- p.6

- 知的財産権登録の迅速化と質の向上

4. インフラ (p.7~8)

1. 海外投資家に対するインフラ投資環境の改善 ----- p.7
2. 工事遅延等回避に向けた改善提案 ----- p.7
3. インフラ全般におけるコンプライアンスの推進 ----- p.7
4. 貨物輸送インフラの投資環境の改善 ----- p.8
5. 電力の効率的利用の推進 ----- p.8
6. 電力の効率的利用に関する規制・ルールの改善 ----- p.8
 - 電力の効率的利用に関する技術革新を促進するための規制およびインセンティブの導入
 - 省エネなどの認証基準にかかる改善提案

さらなる投資実現に向けた行動計画 (AGIR: Action plan for Greater Investment Realization)
 課税ワーキンググループ

大項目	中項目	小項目	対話議題	実施期限	番号	現状のビジネスへの影響	企業の競争力強化に向けた改善提案
税制の簡素化・納税者の保護	事通照会制度の改善	複雑・多岐にわたる税制に対する納税者の理解を促進し、納税コストの削減	1		<ul style="list-style-type: none"> ・連邦税、州税、市税それぞれ複雑な税制を熟知していないと、ペナルティを課せざるを得ない。コンプライアンスコストが大幅に増加する ・意思決定に時間がかかりすぎる ・複雑な税制や、その改正が企業にとってのコスト負担を伴っている ・インセンティブが不明確で、投資意欲が低下している 	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦税、州税、市税の複雑な税制を熟知していないと、ペナルティを課せざるを得ない ・意思決定に時間がかかりすぎる ・複雑な税制や、その改正が企業にとってのコスト負担を伴っている ・インセンティブが不明確で、投資意欲が低下している 	
		事業者情報の機密性が担保された事前照会制度への改善	2		<ul style="list-style-type: none"> ・事業者情報の機密性が担保された事前照会制度への改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者情報の機密性が担保された事前照会制度への改善 	
	十分な周知期間の設定	税法改正や大臣令、局長通達等の交付から施行までの十分な周知期間の確保	3			<ul style="list-style-type: none"> ・税法改正や大臣令、局長通達等の交付から施行までの十分な周知期間の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・税法改正や大臣令、局長通達等の交付から施行までの十分な周知期間の確保
		東正通知への送審期間の延長	4			<ul style="list-style-type: none"> ・東正通知への送審期間の延長 	<ul style="list-style-type: none"> ・東正通知への送審期間の延長
	選付請求制度の有効性の確保	既払い税金の還付の早期化と還付手続きの簡便化 (提出書類の明示を含む)	5			<ul style="list-style-type: none"> ・既払い税金の還付の早期化と還付手続きの簡便化 (提出書類の明示を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・既払い税金の還付の早期化と還付手続きの簡便化 (提出書類の明示を含む)
		選付請求制度の有効性の確保	6			<ul style="list-style-type: none"> ・選付請求制度の有効性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・選付請求制度の有効性の確保
	キャッシュフローの圧迫と企業競争力の低下を招く ICMS 制度の根本的改革	代行納税制度 (Substituted Tributaria) の廃止	7			<ul style="list-style-type: none"> ・代行納税制度 (Substituted Tributaria) の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・代行納税制度 (Substituted Tributaria) の廃止
		代行納税制度 (Substituted Tributaria) の廃止	8			<ul style="list-style-type: none"> ・代行納税制度 (Substituted Tributaria) の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・代行納税制度 (Substituted Tributaria) の廃止

さらなる投資実現に向けた行動計画 (AGIR : Action plan for Greater Investment Realization)

産業競争力強化・中小企業育成ワーキンググループ & 自動車部会

大項目	中項目	小項目	対話機関	実施期限	番号	現状のビジネスへの影響	企業の競争力強化に向けた改善提案	
ブラジルサブプライヤーの競争力強化を図る産業施策の策定	自動車産業振興施策の推進	今後のInovar-Auto政策の在り方を含め、現地調達の向上、技術移転の促進、サブプライヤーの能力開発及び研究開発を促進するための官・民（ブラジル自動車産業界）による対話の実施			1	現状、日系自動車メーカーから見たブラジルサブプライヤーの技術力（品質、価格、納期）、設備力は世界水準を大きく下回る。このため日系メーカーの現地調達率は高まらず、輸入部品に頼らざるを得ないことでコスト高となり、輸出競争力を得られない状況にある。	輸出競争力のある自動車産業の育成に向け、ブラジルサブプライヤーの現状の技術力、工場力の世界市場におけるポジションを把握し、競争力を強化するために官民双方にどのような取り組みが必要となるかを協議するための対話機会を設けることを提案する。	
		部品メーカーへの税制優遇策等、中小企業支援施策の策定			2	ブラジルサブプライヤーの経営革新を促すため、技術力の向上や社内IT化、人材採用・育成、事業パートナーの発掘、新たな設備の導入、資金繰りの安定化等を支援する。部品メーカーが利用可能な日本国中小企業施策を策定することを提案する。日本政府の要請があれば、日本国中小企業による技術移転やジョイントベンチャー等の導入に向け、制度設計等に協力を要する。日本政府による助言等の可能性を検討したい。		
	付加価値の高い技術の導入を促進	自動車産業界の振興に資する技術分野におけるロイヤリティ規制の緩和			3	外資法に基づくブラジルへの技術移転に際しては、国際標準と乖離したロイヤリティ規制により投資回収が困難なことから、高付加価値技術の移転を進められない状況にある。この結果、サブプライヤーの技術力、工場力を高めることができず、日系メーカーが求める部品の多くを輸入に頼らざるを得ない状況となっている。	ブラジル自動車産業界において現状、韓国、特にメキシコと比べ特許レベルの劣っている技術分野について、特許の有無に係わらずロイヤリティ規制を緩和し、高水準の技術導入を促進することを提案する。	
	よりスベックの高い設備の導入を促進	(1)外国製品も対象となる公的融資（利子補給）制度の創設 (2)既存融資制度の運用方法の変更 (3)中古機器に係る輸入規制の緩和			4	サブプライヤーが保有する生産設備が非常に旧式のため、メーカーが求める品質を満たす製品の供給を受けられず、結果として輸入製品に頼らざるを得ない状況にある。	ブラジル自動車産業界の品質力の向上を図るため、部品生産設備について外国製を含め、サブプライヤーにおける設備更新を促進するための支援施策の実施を提案する。 ※1. 外国製（国産品）で満たせない技術レベルのものを含め、設備更新に利用できる公的長期低利融資制度の創設 ※2. FINAME融資制度における国産比率の厳廃（国産品で満たせない技術レベルのものについては100%外国製でも融資対象とする） ※3. 一定の品質水準を保つ中古設備については、国内類似品の有無を問わず輸入を可能とする。	
	人材育成の促進		日系メーカーが求める、より高い技能スキルを持った自動車産業界人材を養成するための技能者養成プログラムの策定・実施			5	サブプライヤーの品質レベルに入きなばらつきがあり、品質不具合への懸念から採用できないケースが多数ある。現状、メーカーが求める必要最低限の要求値も満たせないサブプライヤーもいるため、基礎レベルの指導や監理業務に追われ、生産ラインの工程改善支援など、他国で広く実施している技術的サポートを導入できない状況にある。裾野の広い自動車産業界では、完成品メーカーが末端サブプライヤーまでの技術水準を確認することは実務上不可能。末端サブプライヤーの品質レベルに近づけるには一次仕入先にその確認を委ねる必要があるが、一次仕入先自身もマネジメント意識が低い場合が多く、正しい品質評価ができていないため、結果、輸入品に頼らざるを得ない結果を招いている。	ブラジル自動車産業界の技術力をグローバルスタンダードレベルに引き上げ、国内調達率の向上とこれによる輸出競争力を高めることを目的に、SENAIと日系メーカー、HIDA等の産業界人材育成機関との連携による教育事業（ハイレベル技能者養成研修）への取り組みを提案する。また、こうした教育事業を通じて日系メーカーが求める技能、品質水準が満たされるまでの間、Inovar-Auto政策における国産比率や工程比率の引き上げを行わず、現状の水準に留めていただきたい。
			優秀なマネジャー養成に向けたキヤンパインティールプログラム創設			6	多くのサブプライヤーにおいて、作業工数やリスクマネジメント策定、進捗管理等を任せられるマネジャー人材が不足していると思われることから、生産活動が計画通りに進捗されないケースが散見される。	ブラジル自動車メーカーにおいて、経営管理、生産管理、品質管理能力を持つマネジャー人材の育成を図ることを目的に、Instituto Sindipeças de Educação Corporativaと日系メーカー、HIDA等の産業界人材育成機関との連携による教育事業（管理者養成研修）への取り組みを提案する。

さらなる投資実現に向けた行動計画 (AGIR : Action plan for Greater Investment Realization)

産業競争力強化・中小企業育成ワーキンググループ & 自動車部会

大項目	中項目	小項目	対話機関	実施期限	番号	現状のビジネスへの影響	企業の競争力強化に向けた改善提案
自動車業界における裾野産業の振興（ローカルコネクティング向上に向けて）	日本中小企業の誘致促進	運動、通関、労働、物流分野におけるブラジルコストの削減			7	現状、在ブラジル日系企業が積極的な投資活動を控えたり、中小企業がブラジル及び事業環境上の諸問題が数多くある。これら諸問題をブラジル政府関係機関との政策対話を通じて一つずつ改善しながら、日本企業に繋げていきたいと考えている。日本企業が持つ最先端の技術やノウハウの移転促進を通じて高いスキルを有する人材の育成に取り組む、これによりブラジル自動車裾野産業の国際競争力を高め、いくことで日伯企業間の新たなビジネス機会を増大させたいと願っている。	ブラジル日本商工会議所では、在ブラジル日系企業の多くが直面している問題を5つの分野にわけ、各分野における重要問題の取りまとめと、ブラジル政府、経済界に向けた改善提案書の策定を目的に昨年9月、5つのワーキンググループを設け、本年3月、当該5分野における改善提案書を取りまとめ、本提案書をもとに関係機関との政策対話に取り組みたいと願っている。（詳細は各WGの提案書を参照いただきたい）
		(1) 中小企業向け輸出促進加工区 (Export-ZFE) の設置 (2) ドローババック制度の簡略化と利用促進			8	人、物、金、設備、情報力等、経営資源が限られる中小企業にとつて、各種認可手続きや租税、物流費等のコスト負担、資金調達、販路開拓等の営業活動に負担が大きき負担を強いられる国への進出は極めて難しい。現在、ブラジルの進出に支える高い技術力を持つ日系中小企業における自動車産業のサポートは、日系中小企業にとって重要な状況にある。	現在、ブラジルには、北東部を中心に自動車産業を対象とするフリーゾーンや輸出加工特区が設けられているが、大消費地であるサンパウロ周辺にも同様に、輸出促進を図るための加工特区を設けることを提案する。そうすることで物流コストの削減と欧米圏を含むメーカーとの効率的な事業連携、さらには、大都市圏に点在するより技能レベルのより高いローカルサプライヤーとのビジネスマッチングを通じた海外市場開拓の機会が得られるものも考えられる。また、同特区内には、各種許可管理を兼ねるワンストップ窓口やそれら申請手続きを代行するサービスセンター、さらには中小企業間の協業を支援するビジネスマスマッチングサービスを実施するなど、中小企業の輸出促進拠点を設立することを提案する。輸出促進に際しては、特区所在企業の国際価格競争力を強化するため、ドローババック制度の簡略化による利便性の向上を図るとともに、ReIntegra施策の継続をはじめ各種税制恩典を付与し、いわゆるブラジルコストの大きさを一因とされる労働部門におけるコココストを駆逐するだけのインセンティブを供与いただきたい。
		日伯企業間のビジネス交流、ビジネスマッチングの促進			9	現状、両国企業間の情報交換、交流機会が少なく、仕入れ先や販売先、製造委託先の発掘など、日伯企業間の新たなビジネス機会を探ることが難しい状況にある。	日本中小企業のブラジル進出を促すための視察プログラムの企画や各国自動車メーカーおよびローカルサプライヤーとのビジネス交流会の開催、さらには各州における特区制度の説明会を設けるなど、ブラジル政府には、日伯企業間の積極的な誘致活動を提案する。なお、日伯政府のこうした取り組みには、日本商工会議所、ジエトロロ等が可能な限りの支援をさせていただき、(実例：2015年1月、ジエトロロ主催ブラジル自動車産業関係者を日本に招聘、東京、名古屋において日本サブプライヤーとのビジネス交流会を実施)
		両国技術者の交流の促進（自動車産業分野における技術者に対するとびざり発給期間の短縮化と対価送金規制の緩和）			10	外資に基づくローヤライゼーションに加え、技術者を派遣する際に、両国技術者の交流機会を得ることが難しく、日本が保有する先端技術のブラジルへの移転を難しくしている。派遣後の対価送金にも多くの手間を要することと、税負担に繋がっており、技術移転に際しては、両国技術者の交流機会を頻発に得られるよう技術ビザ発給期間を延長し、対価送金を承認する。また、対価送金を承認要件を緩和し、対価送金を免除いただくことと、野産業界の競争力強化に向けた技術支援活動を推進していただくこととを希望する。	ブラジル自動車裾野産業の振興のため、従来技術のレベルアップならびに新技術の導入に際しては、両国技術者の交流機会を頻発に得られるよう技術ビザ発給期間を延長し、対価送金を承認する。また、対価送金を承認する。また、対価送金を承認要件を緩和し、対価送金を免除いただくことと、野産業界の競争力強化に向けた技術支援活動を推進していただくこととを希望する。

さらなる投資実現に向けた行動計画 (AGIR : Action plan for Greater Investment Realization)

産業競争力強化・中小企業育成ワーキンググループ & 自動車部会

大項目	中項目	小項目	対話機関	実施期限	番号	現状のビジネスへの影響	企業の競争力強化に向けた改善提案
自動車業界における裾野産業の振興（ローカルコメンテーション向上に向けて）	日本中小企業の誘致促進	投資促進庁（APEV）の投資誘致機能の強化（日本企業担当者への配属、日本事務所の開設等）			11	日本の中小企業がブラジルへの進出を検討するに当たり次の項目が大きな障壁となっていることから現状、アジア・アセアンは勿論、メキシコと比較しても進出企業数が圧倒的に少ない状況にある。 1. 投資制度等に関する限られた情報収集ソース 2. 他国に比べ高い事業管理コスト 3. パートナーの発掘機会の少なさ 4. 高額な工場用地 5. 高い金利	日本企業が多く進出するアジア、アセアンの各国の施策を参考に、技術力を有する中小企業のブラジル進出をサポートする誘致施策として、次に挙げる包括的なフレームワークの構築を提案する。 1. 伯側の投資促進機関を本邦に設置する。（在日伯大使館内など） 2. 在日伯大使館内にAPEX日本事務所を設置するなどして、日本企業が国内で投資制度等に係わる情報収集や投資相談、投資認可申請、在日ブラジル企業との交流機会を得られるような誘致拠点を設置していただきたい。 3. Shared Serviceの枠組、施設の専入 4. 人事や経理・情報システムなどの間接部門業務を代行するシェアード・サービスやセンター機能を持つ特定区を設け、経営資源が限られる中小企業が生産、営業活動に専念できる輸出促進拠点を設置していただきたい。 5. 自動車裾野産業の競争力強化に資する企業間連携や事業提携を後押しするため、伯政府と各国商工会議所が協力しながら企業データベースの作成やフレイストワーウェイ型の取引照会サービス、ビジネス交流会に取り組み、同産業分野に係わる中小企業に対しビジネスパートナー発掘機会を提供いただきたい。 6. 制度金融・優遇税制の拡充 7. 資本力、資金調達力に限られる中小企業のブラジル進出を資金面から支援するための公的融資、税制優遇制度※を創設いただきたい。 ※（例）1. 中小企業投資促進税制 2. 小額減価償却資産の取得価格の特例制度 3. エンジェル投資家制度 4. 高度化設備融資制度 5. 情報化投資融資制度 6. 研究開発税制 7. 先損償還早期現金化支援制度 8. 貿易保険
ブラジル国内における知的財産権の保護	知的財産権登録の迅速化と質の向上	審査スタッフの増員と知識の向上に向けた教育支援プログラムの策定			12	経済成長に伴う特許出願数が増加している一方、審査期間や審査の質において出願者のニーズが満たされていない状況にある。知財権者はブラジルにおける知財権保護に不安を抱えており、当地での技術開発への積極的な取り組みを控える傾向にある。	INPIにおける審査スタッフの増員と、審査力の向上を図ることを目的に、最新技術の知識習得を目的とする定期的な研修の実施を提案する。日系メーカーとSEMAI、HIDAが連携した若手人材育成事業の一環として、知財審査員を対象に、自動車分野における技術知識習得プログラムを設けることを検討したい。

さらなる投資実現に向けた行動計画 (AGIR : Action plan for Greater Investment Realization)

インフラワーキンググループ

アップデート：2018年6月

大項目	中項目	小項目	対話機関	実施期限	番号	現状のビジネスへの影響	企業の競争力強化に向けた改善提案
縦軸	海外投資家に対するインフラ投資環境の改善	外貨導入によるインフラ整備の促進 (外貨規制の見直し等)	財務省 中央銀行		1	為替リスクの軽減方法が少ないこと、海外投資家による伯国のインフラ案件への投資が妨げられている。 ①伯国は外為規制により国内への外貨 (ドル・円・ユーロ等) の持ち込みが規制されている。 ②一方、国内インフラ投資案件 (鉄道・道路・港湾・電力等) は現地で通貨建てが前提 (石油開発関連では一部例外有り) ③他方、海外投資家の投資原資は外貨であり、現地通貨との為替リスク軽減方法が限定的である中、案件参画を躊躇するケースが多い。	ブラジルには数多くの有望なインフラ投資案件があり、その実現を図るための有効手段の一つとして外貨での投資を可能とする制度環境整備を提案する。下記の様な近隣諸国での事例も参考に、為替リスクを軽減できる仕組導入を検討頂きたい。 ラ米地域においての参考例: メキシコでは風力発電プロジェクトなどへの外貨での投資が活発で、地場通貨/外貨2種類の通貨でファイナンスするストラクチャーも存在することから外国金融機関も積極的に投資に参画している。メキシコでは事業会社が国内に外貨口座を保持できる等、通貨の自由度が高く、また金融市場において外貨からメキシコ・ペンの転換が比較的容易にできるなど、海外投資家がインフラ投資案件等に参画しやすい環境がつくられている。
縦軸	工事遅延等回避に向けた改善提案	遅延原因と調整 (責任) 機関の特定	PPI (大統領府)		2	①インフラ整備事業への投資には、当該工事が当初計画通りのスケジュールと内容 (機能・サービス) を以って完了することが大前提。 ②構工済インフラ工事の中には、大幅な遅延と工事増が発生している例が多く、再三にわたり投資計画の修正を引き起こし、ひいては利用料金の引き上げにも繋がっている。 ③インフラ工事の大幅な遅延は、伯国におけるあらゆる事業活動の大きな障害となっているとともに、新たなビジネス展開、インフラ投資計画そのものへの参画障壁にもなっている。	①工事遅延案件の原因特定、利害関係者間 (関係省庁、事業者、金融機関等) の調整、遅延に向けた対応策の策定とその実施に向けた関係機関への指導権限を有するインフラ整備調整機関を連邦政府内に設置いただきたい。 (サンパウロ州ではそのような組織が設置済みなるも、実務上機能していないと理解)
縦軸	インフラ全般におけるコンプライアンスの推進	インフラ投資案件のコンプライアンスリスクにおける責任の明確化	PPI (大統領府)		3	投資案件の過去における贈収賄、活職などのコンプライアンスリスクが、海外投資家によるインフラ投資を妨げる可能性がある。 海外投資家の懸念: ①BNDESなどのファイナンス審査を通らなくなる懸念 ②「ブラックリスト」に不適合事業者 (リスト) になり、国内外の各種入札への参加資格を失う懸念 ③最近の例: ・サンパウロ地下鉄6号線における、新規海外投資家の参入断念	①入札案件のコンプライアンス関連情報の整理、調査レポート等の開示 ②過去のコンプライアンス上の問題における旧株主・マネジメントの責任の明確化 (ペナルティの対象) ③投資後に過去のコンプライアンス問題が発生した場合、その事象に関与していない新規投資家の権利保護 (ファイナンスの継続や、ブラックリスト (不適合事業者リスト) への登録回避) についての、政府による保障
縦軸		プロジェクトのモデリング作成への協力			4		現在、輸送インフラプロジェクトが入札にまで至っていない理由として以下2点が考えられる。 ①PPI/EPLでは詳細で備のしかりしたプロジェクトがほとんどなく、また輸送インフラプロジェクトのモデリングは、PMI (關心表明プロセス) を利用し民間投資家により無償提供されたステアディによるもので、政府と契約した専門家のステアディによるものではない。 ②政府のモデリング作成、TCUのレビュー/承認等に、相応の時間を必要としており、入札資料が公募されるまでに時間がかかっている。 そのため、現在検討されているプロジェクトについては、今後も継続して検討を続けることが重要であり、日本企業/政府が協力してモデリングをサポートすることで、迅速にプロジェクトを進めていくなどが提案できる。

さらなる投資実現に向けた行動計画 (AGIR : Action plan for Greater Investment Realization)
インフラワーキンググループ

アップデート： 2018年6月

大項目	中項目	小項目	対話機関	実施期限	番号	現状のビジネスへの影響	企業の競争力強化に向けた改善提案
縦軸	貨物輸送インフラの投資環境の改善	入札条件における、官民リスク分担の適正化や質の高いインフラ評価基準の導入	PPI (大統領府) EPL		5	<p>FIOをはじめ、高速道路、港といった輸送インフラプロジェクトを進めるも、当初計画より遅延している状況がみられる。</p> <p>また、各プロジェクトのモデリング作成に時間を要し、大統領が変わるとプロジェクトが継続しないケース等があるため、一般的にプロジェクトのモデリングを行うための質の高い専門家不足、また専門コンサルタント採用の不足分等により、実際にプロジェクトが入札に至るまでには数年かかっている。そんな中、ブラジル政府としても輸送インフラの更なる整備を進めようとしており、EPLが「Plano Nacional de Logística - PNL」を公表するなど、プロジェクトを継続できるように努めている。</p>	<p>入札条件を決めるにあたっては、官民リスク分担の適正化や質の高いインフラを総合的に評価するよう、以下の事項が改善されることにより、外資系民間企業の入札が容易になると考えられる。</p> <p>① 事業リスク分担の適正化 輸送インフラはその利用状況の影響を大きく受け、他のインフラプロジェクトよりリスクが高いと考えられる。そのため、各プロジェクトごとに参加者（民間企業、政府）ごとにリスクシェアの考えを導入し、政府がMinimum guaranteeをすることを検討していただきたい。</p> <p>② 為替リスク（他項参照）</p> <p>なお、日本政府・企業は、日本の質の高いインフラの海外普及に力を入れており、ライフサイクルコスト低減等の経済性、安全性や技術性を含めた総合的にインフラ事業を評価する入札制度への改善提案を各国で行なっている。ブラジルでは、法律8666/93第45項及び46項により財やサービスにおいて価格が最優先されているが、公共事業の入札条件においては、価格のみならず質を含めた総合的に評価する入札制度への見直しを検討していただきたい。もしくは、品質を評価する補足法を追加していただきたい。</p> <p>その場合には日本からの専門家の派遣等を行うことでサポートすることも検討したい。</p>
縦軸	電力の効率的利用の推進	電力の効率的利用、再生可能エネルギーの更なる活用 の推進	ANEEL 鉱山エネルギー 配電会社		6	<p>各工業団地における、電力供給量の不足による停電リスク、不安定な電力品質を改善するために、電力サービスの品質向上が望まれる。</p>	<p>各工業団地において、電力供給量の不足による停電リスク、不安定な電力品質が指摘されている。予防策として以下を提案する。</p> <p>① スマートメーター導入と、テープ活用等の更なる促進 ② 再生可能エネルギー茶電（電力供給量の補足） ③ 電圧安定化のための蓄電池、制御システムの活用 ④ 上記を下さえするための基礎的設備の更新、保守メンテナンス</p> <p>日本をはじめとする海外での先行事例を参考に、上記を用いた工業団地向けスマートグリッドを導入することを提案する。ブラジル側に関心があれば日本官民による協力活動（実証プロジェクト）を検討したい。</p>
縦軸	電力の効率的利用に関する規制・ルールの改善	電力の効率的利用に関する技術革新を促進するための規制およびインセンティブの導入	ANEEL 鉱山エネルギー EPE		7	<p>技術革新が加速し、市場が変化中、それに対応する規制およびインセンティブは、後述で検討される傾向がある。下記の分野にかかわる規制およびインセンティブの導入および改善が、市場から望まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分散電源 ・蓄電 ・コンジュマーマエンジニアリングメント(TOU) ・チャージポイントマネジメント(供給管理) ・電気自動車、ハイブリッド車 	<p>① 日本における規制およびインセンティブの現状の取り組みをANEEL、鉱山エネルギー省を対象に発表する ② ANEEL等の関連機関に関心があれば、人材交流や、日本の関連省庁および企業との対話の機会を設ける ③ 技術革新のための新しいインセンティブを利用した、日伯官民による実証プロジェクトを検討する</p>
縦軸	電力の効率的利用に関する規制・ルールの改善	省エネなどの認証基準にか かる改善提案	INMETRO		8	<p>現状、一般家電、(太陽光発電等の)設備・システムには、INMETRO(PROCEL, Concept, ENCE)による省エネ基準認証(シール交付)が行われ、企業および消費者の省エネ意識向上に寄与してきた。世界的な技術革新によって、今後より高いレベルの省エネ製品が市場にリリースされることが予想される。それらの製品の優位性をしっかりと差別化できるように、認証基準をアップデートしていくことが重要になる。</p>	<p>① より高いレベルの省エネ性能を持つ製品と、それ以下の性能の製品が、それぞれ、どのようにランク付けされているか現状調査する。 ② 上記①の結果に基づき、省エネ基準の具体的な改善提案を行う。 ③ 省エネ製品を持つ企業、INMETRO、日本の関連省庁にて、今までの成果と今後の課題について、意見交換する場を設定する。</p>



MINISTÉRIO DO DESENVOLVIMENTO, INDÚSTRIA E COMÉRCIO EXTERIOR
SECRETARIA DE COMÉRCIO E SERVIÇOS
DEPARTAMENTO DE POLÍTICAS DE COMÉRCIO E SERVIÇOS
Esplanada dos Ministérios, Bloco J, Sala 812-B, Brasília (DF), CEP 70053-900.
Fone: 61-2027-7605 Fax: 61-2027-7871 decos.scs@mdic.gov.br

Ofício n.º 11 / DECOS/SCS/MDIC

Brasília, 25 de junho de 2015.

Ao Senhor
Fujiyoshi Hirata
Secretário-Geral
Câmara de Comércio e Indústria Japonesa do Brasil.
Av. Paulista, 475 – 13º andar – Bela Vista.
01311-000 – São Paulo - SP

Assunto: **Propostas para Invest SP**

Senhor Secretário-Geral,

1. Fazemos referência as considerações apresentadas pela Câmara de Comércio e Indústria Japonesa do Brasil no âmbito do "INVESTE SP" propondo a criação de um novo modelo de Zona de Processamento de Exportação (ZPE).
2. Agradecemos as suas contribuições e informamos que já está em tramitação na Câmara dos Deputados, proposta de Projeto de Lei, o PL 5.957/2013, da Senadora Lidice da Mata que propõe uma série de alterações na Lei 11.508 de 2007.
3. Ciente da relevância do assunto em questão, o Ministro Armando Monteiro Neto criou no âmbito do MDIC – Ministério do Desenvolvimento, Indústria e Comércio Exterior, um Grupo de Trabalho para contribuir com eventuais propostas ao PL que está tramitando.
4. Cabe destacar, que várias das propostas encaminhadas por essa Câmara no documento em epígrafe, já estão contempladas no PL em tramitação no Congresso, como por exemplo, a possibilidade de criação de ZPE não apenas em áreas remotas e a inclusão de prestadoras de serviços no modelo. Neste sentido, convidamos essa Câmara de Comércio a contribuir com as discussões que estão sendo realizadas no Congresso Nacional, no contexto da avaliação e votação do Projeto de Lei que busca aperfeiçoar o marco normativo das ZPEs.

Atenciosamente,

EDNA DE SOUZA CESETTI
Diretora de Políticas de Comércio e Serviços

2015年6月25日

ブラジル日本商工会議所 事務局長
平田 藤義 殿

Invest SP への提案の件

1. Z P E (輸出加工区 Zona de Processamento de Exportação) のモデル構築
に関し御所より頂いたご提案についてご報告させていただきます。
2. そのご尽力に御礼申し上げますとともに、法令 11.508/2007 号への大幅な変更を盛り込んだ Lidice da Mata 議員による法令案 5.957/2013 として、既に上院議会で討議が進められていることをお知らせ致します。
3. 法令案として既に進行中の本件の重要性をアルマンド・モンテイロ・ネット (Armando Monteiro Neto) 大臣も認識しており、本件に関わる各提案への対応機関として労働ワーキンググループを設置致しました。
4. 御所から頂いた数々のご提案、例えば輸出加工区を遠隔地のみならず立地の優れた地区へ設置すること、また該当分野の専門業者も参入させていく可能性の模索など、既に国会において法令案として審議されていることを改めてここにお知らせ致します。つきましては、輸出加工区の規定をより精査する本法令案の審議とその決議が国会にて執り行われおりますが、その協議に是非ご参画頂きたく御所を招聘させていただきます。

敬白

Edna de Souza Cesetti
ブラジル開発商工省
貿易、商業政策担当ディレクター

From: Câmara Japonesa
Sent: Thursday, January 8, 2015 6:33 PM
To:
Subject: Câmara Japonesa > Agradecimento (ao Sr. Ivan Ramalho - MDIC)

Estimado Secretário-Executivo Ivan Ramalho,

Foi um enorme prazer reencontrá-lo e também estou extremamente animado com o seu retorno ao cargo e pela possibilidade de impulsionar o Comitê Conjunto de Promoção de Comércio e Investimentos Brasil-Japão(MDIC/METI) e avançarmos rumo ao fortalecimento das nossas relações bilaterais.

É bastante explícito que o seu retorno será uma salvação - uma escolha acertada, que nos reconforta - pois caso contrário, o Brasil teria afundado nas profundezas do oceano, em consequência da situação econômica dos últimos 4 anos, sobretudo em relação ao comércio exterior, com a piora da balança comercial. A presença de mais de 800 pessoas na posse do Ministro Armando Monteiro prova esta sensação de esperança que todos nós sentimos.

Nesta oportunidade, apresento abaixo a proposta que apresentei a Investe São Paulo, no final de novembro de 2014, durante um encontro onde reuniu responsáveis pelo setor econômico das representações diplomáticas, agências de investimento e câmaras de comércio, afim de formular o plano de ação conjunta para o ano de 2015. A proposta abaixo obteve apoio dos participantes do encontro, e a mesma deverá ser apresentada e trabalhada junto aos governos estadual e federal.

Segue anexo o texto da proposta enviada posteriormente de acordo com a solicitação da Investe São Paulo para sua apreciação.

Mais uma vez agradeço-lhe imensamente pela atenção de ontem.

Um grande abraço,

Fujiyoshi Hirata
Secretário-Geral

Câmara de Comércio e Indústria Japonesa do Brasil

Investe SP への提言

Q : 何故ブラジルは製造業の競争力が極めて低いのか？ その解決策はあるのか？

A : 製造業を牽引するサンパウロ州が連邦政府に強く働きかけ輸出加工区（Z P E）の実証モデルを作れ！これが先般の討論会で述べた提言である。

提言の背景および理由：

歴代政権が構造改革を怠りブラジルコストと称する負の遺産負い、また世界の潮流に逆行する（逆らった）保護主義に固執している間、ブラジル経済は低成長を余儀なくされている。世界経済が低調、一次製品の国際相場が下落、旺盛な中国需要が鈍化した事で低成長の要因が一举に顕在化した。同じ資源国である中南米周辺諸国との比較においても経済成長率の差は歴然としている。

89年にベルリンの壁が崩壊、91年にソ連連邦が解体、東西冷戦構造が終焉、90年代からIT技術やロジスティック技術が劇的に深化、世界経済がグローバル化する中で中国は戦略的に沿岸部に経済特区を設け、国体は共産主義であっても特区内では資本主義を採り入れた。

世界の工場化を目指した中国は市場・競争原理を導入し、安価で大量の商品を供給し驚異的な経済発展を遂げながら、全世界に大きなインパクトを与えた。ブラジルはそのインパクトを最も大きく受けた国の一つであり、数年前から中国は貿易パートナーとして伝統的に1位であったアメリカに取って代わった。

ブラジルの場合、1990年に貿易の自由化が始まったが、経済モデルは市場・競争原理が全く働かない保護主義が今なお続いている。中国の台頭が著しくなるに連れ、ブラジルの脱工業化が起こっているのは各種の統計データが証明している。GDPの構成を見ても2次産業は年々競争力を失い、3次のサービス業へのシフトが加速している。

残念ながらブラジルはオランダ病一歩手前の瀕死状態にあると言って良い。歴史的に一番低い失業率を誇ってみても、本来、改善されるべき治安情勢が悪化しているのは（過去、最悪なのは）一体、何故（なにゆえ）だろうか。今まさに過去の産業政策に過ちは無かったのか、謙虚に反省しその検証が問われている。

提言：

何十年間も綿々と続いてきたブラジル・コストは目に見えない既得権益との絡みもあって、決して数年のスパンで解決できるものではない。ならばそのコストのワースト1に挙げて良い項目に着目、根本的な改善策を立案し実践しなければならない！ワースト1として着目するならば、インフラの中でも特に産業インフラの整備・改善を挙げたい。

私はインフラ整備の中でも工業化の最も進んだサンパウロ州が率先して連邦政府と連携し、今ある法制度の範疇で比較的、簡単に実現できそうなZPEの改善を提案したい。

ブラジルのZPEは連邦政府の政策上、80年代半に始まったが、産業インフラと言う視点からは辺境地に立地、輸出基地としての立地条件が悪く、未だに成功事例が無いように思える。もっと便利な地域、例えばカンピーナス国際空港の近くとか港湾ターミナルが整備されつつあるサントス港の近くに実証モデルとしてのZPEを設置すべきだ。

世界各国から高度な技術を持った企業に進出して貰い生産性を向上し、競争力のある商品の輸出を促進、真のZPEとして機能させるには、先ず電力、上下水道、通信等ハード面およびソフト面の全ての産業インフラが整備されなければならない。

Z P Eに進出希望の企業に対しては会社設立や環境ライセンスを含むあらゆる許認可に対し「ワンストップ・サービス」を提供するべきだ。Z P E対象企業には必要以上に過渡な輸出のオブリゲーションやローカルコンテンツを要求してはならない！

規制が多ければ高度な技術が移転されないからだ。技術移転に係るロイヤルティー送金の規制はその最たる典型例だ。日本が高度成長を経て世界の先進国にキャッチアップする時期には世界中から一番すぐれた技術を買ったものだ。

輸出企業に対する減免税措置は欠かせないが、少なくとも規制緩和をして挙げたら喜んで進出したい企業は山ほど存在する。Z P E内には付帯的な保税倉庫をはじめ通関業務や複雑な税務会計を処理する専門業者も誘致すべきである。

日本に限らず世界には特殊かつ高度な技術を持つ中堅・中小企業群が数多く存在し、その国の大企業を支え、産業クラスターが形成されている。上述したZ P Eがブラジルの工業界を牽引する大消費地のサンパウロ州に実証モデルとして設置すれば、サイト・ポータル上に掲載するビジネスマッチングと連動、相乗効果を生み、特に中堅・中小企業の進出が期待出来るからだ。

国策として他州への水平展開が図れる様にでもなれば、少なくともオランダ病を患わずに製造業は必ず再復活する。ブラジルの工業製品の輸出競争力が向上すれば、一次産品に左右されない安定した貿易構造となり貿易収支の改善に大きく寄与出来る。

1次産品の輸出国とりわけ産油国の中でデンマークを除き、社会格差の無い国は無いと言っても過言ではない。今こそ資源依存の体質から脱皮、高度な技術を導入、人材を育成、競争力を上げ、多くの雇用を生む製造業の再生復活には、最早時間的な余裕は無い。

先般の討論会ではインベスティ・サンパウロの2015年の政策課題として続投するアルキミン知事から同じく続投するジルマ大統領へ直接提言して頂くとの事であったが、是非とも次期政権中に実行に移して頂きたく宜しくお願いします。

Fujiyoshi Hirata

Câmara de Comércio e Indústria Japonesa do Brasil

Av. Paulista, 475 - 13. and. - São Paulo-SP

Tel.: (55) (11) 3178-6238 (direto) / 3178-6233

Site: www.camaradojapao.org.br

E-mail: secretaria@camaradojapao.org.br

